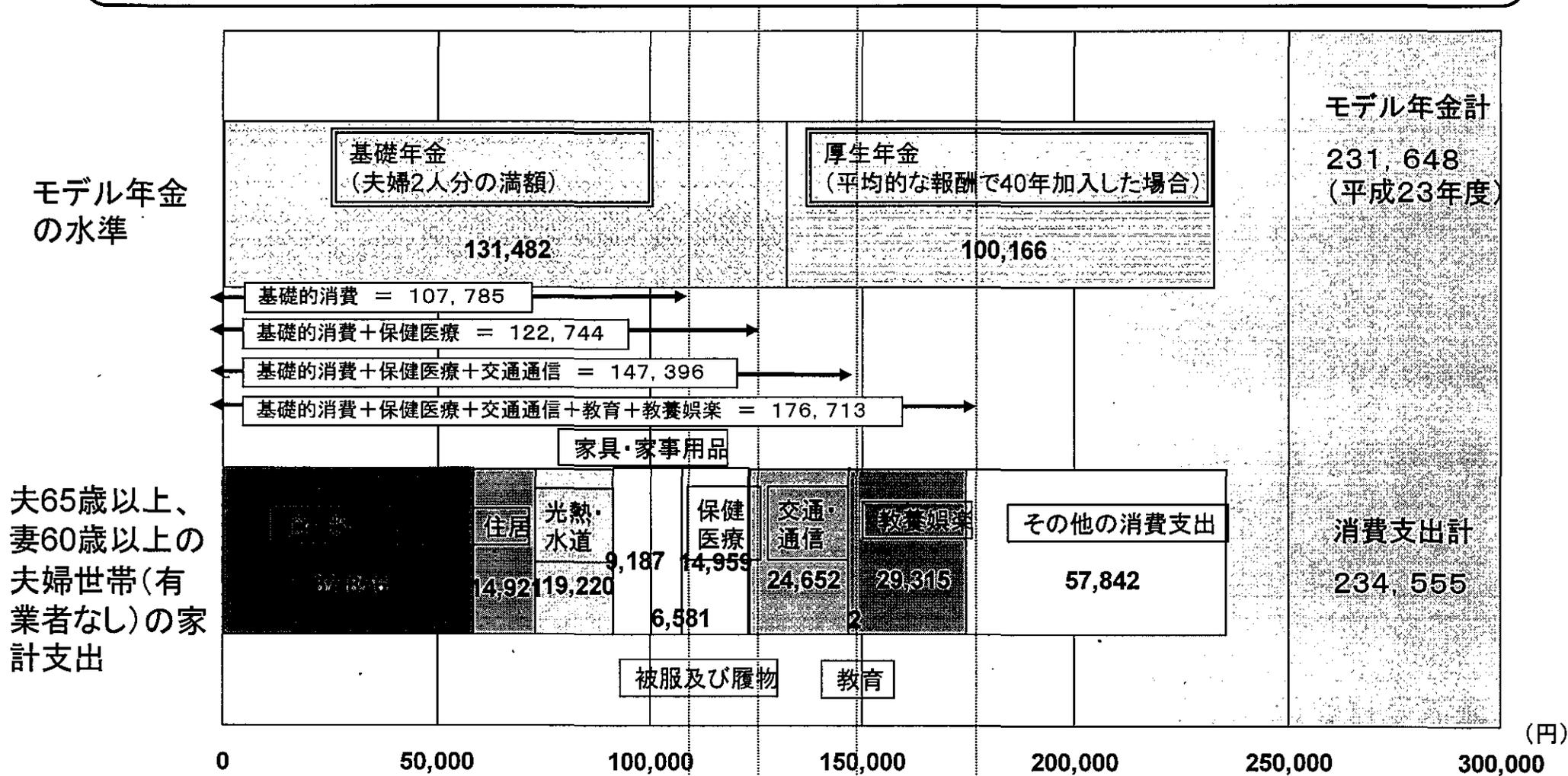


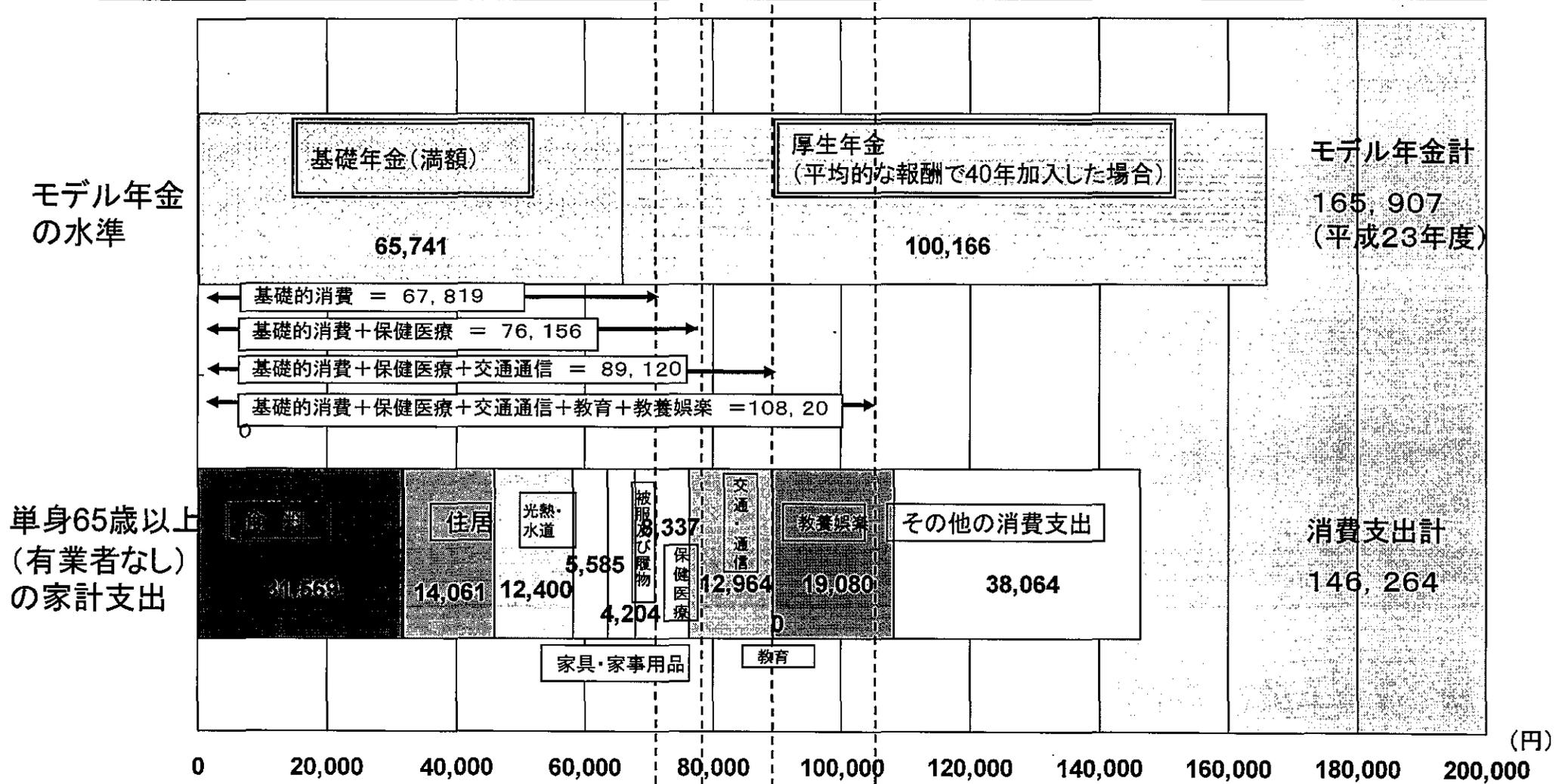
高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準

○ 夫婦の基礎年金の水準を高齢者夫婦世帯（有業者なし）の家計と比較すると、衣食住をはじめとする老後生活の基礎的な部分をカバーする水準。



単身高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準

- 基礎年金の水準（約6万6千円）を単身高齢者世帯（有業者なし）の家計と比較すると、基礎的な消費支出をカバーするにわずかに足りない水準。



(資料)平成22年家計調査年報(総務省統計局)

《生活保護と公的年金の役割の違い》

生活保護

⇒ 資産、能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対する最低生活の保障及び自立の助長

○基準：最低生活を保障する水準として設定。この水準で生活を営むことを想定。

○給付：就労収入、年金収入等を差し引いた不足分を給付。

資産、能力等を活用しているかどうかにつき、預貯金等の調査を厳格に実施。

公的年金

⇒ 高齢による稼得能力の減退を補てんし、老後生活の安定を図るもの

○水準：現役時代の収入の一定割合を保障するとともに、老後生活の基礎的な費用に対応することにより、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて自立した生活を可能とするもの。

○給付：他の収入や資産の有無にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金を支給。

基礎年金月額と生活扶助基準額

- 基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。
- 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意

◇ 基礎年金月額 65,741円 (夫婦合計：131,482円) (平成23年度月額)

◇ 生活扶助基準額 (平成23年度月額、単位：円)

世帯	構成	生活扶助基準額 (3級地-2 ~ 1級地-1)	<参考> 2級地-1 [県庁所在地等]
単身	65歳	62,640 ~ 80,820	73,540
夫婦	夫65歳、妻65歳の場 合の1人平均	47,250 ~ 60,970	55,480
	夫婦合計額	94,500 ~ 121,940	110,960

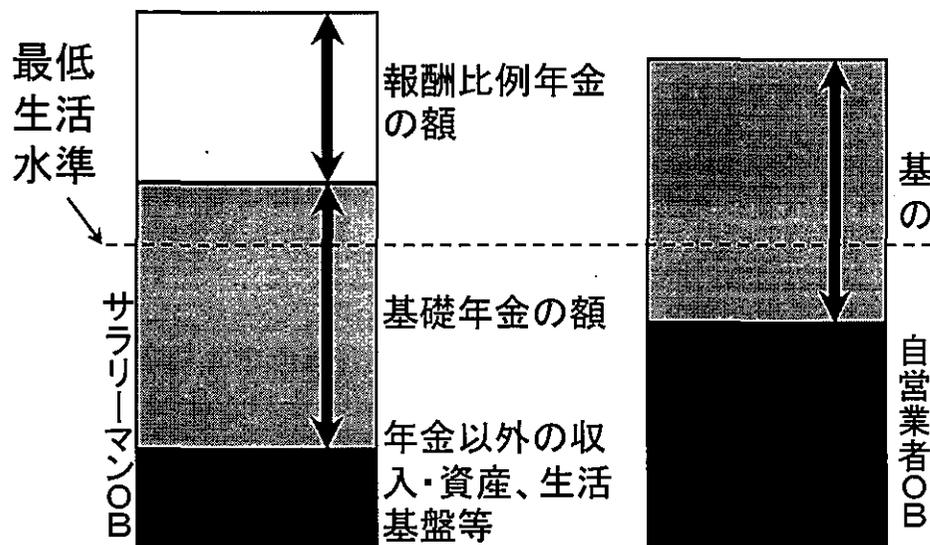
(注)家賃、地代を支払っている場合は、これに住宅扶助が加算される。

基礎年金給付の考え方

- 基礎年金は、老後生活の基礎的な費用に対応し、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて、一定の水準の自立した生活を可能とする考え方で水準が設定されている。
- また、受給時の個々の生活状況にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金額が支給される。

年金の額

その他の収入や資産に関わりなく一律に支給



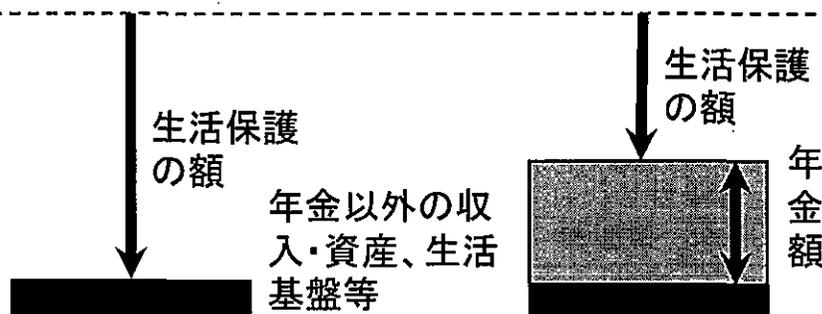
調査はない

(参考) 生活保護の額

まず、年金や家族の扶養、その他の収入・資産等の活用が優先

(無年金)

(低額の年金)

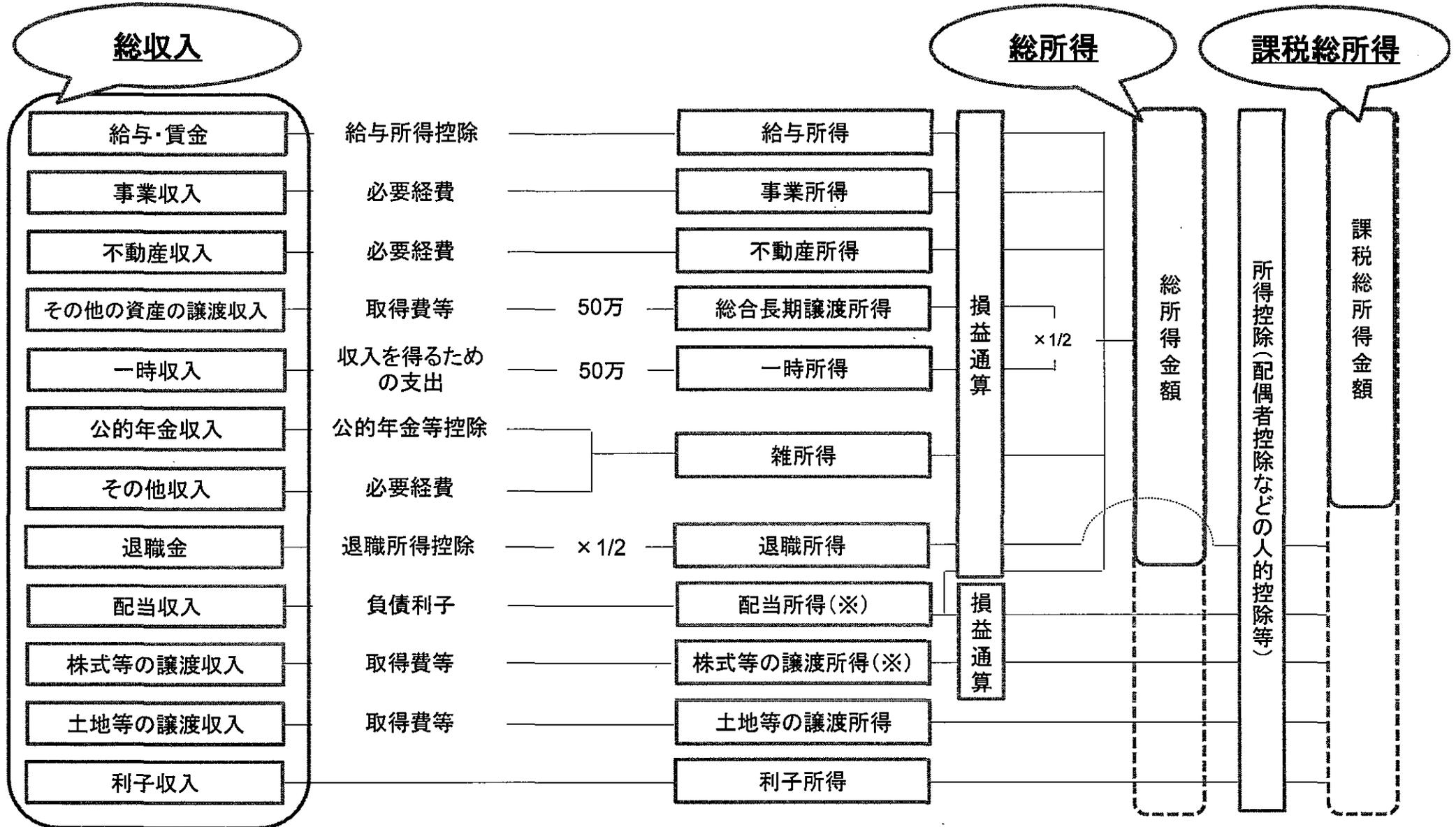


資力すべてを厳格に調査

年金制度における加算について

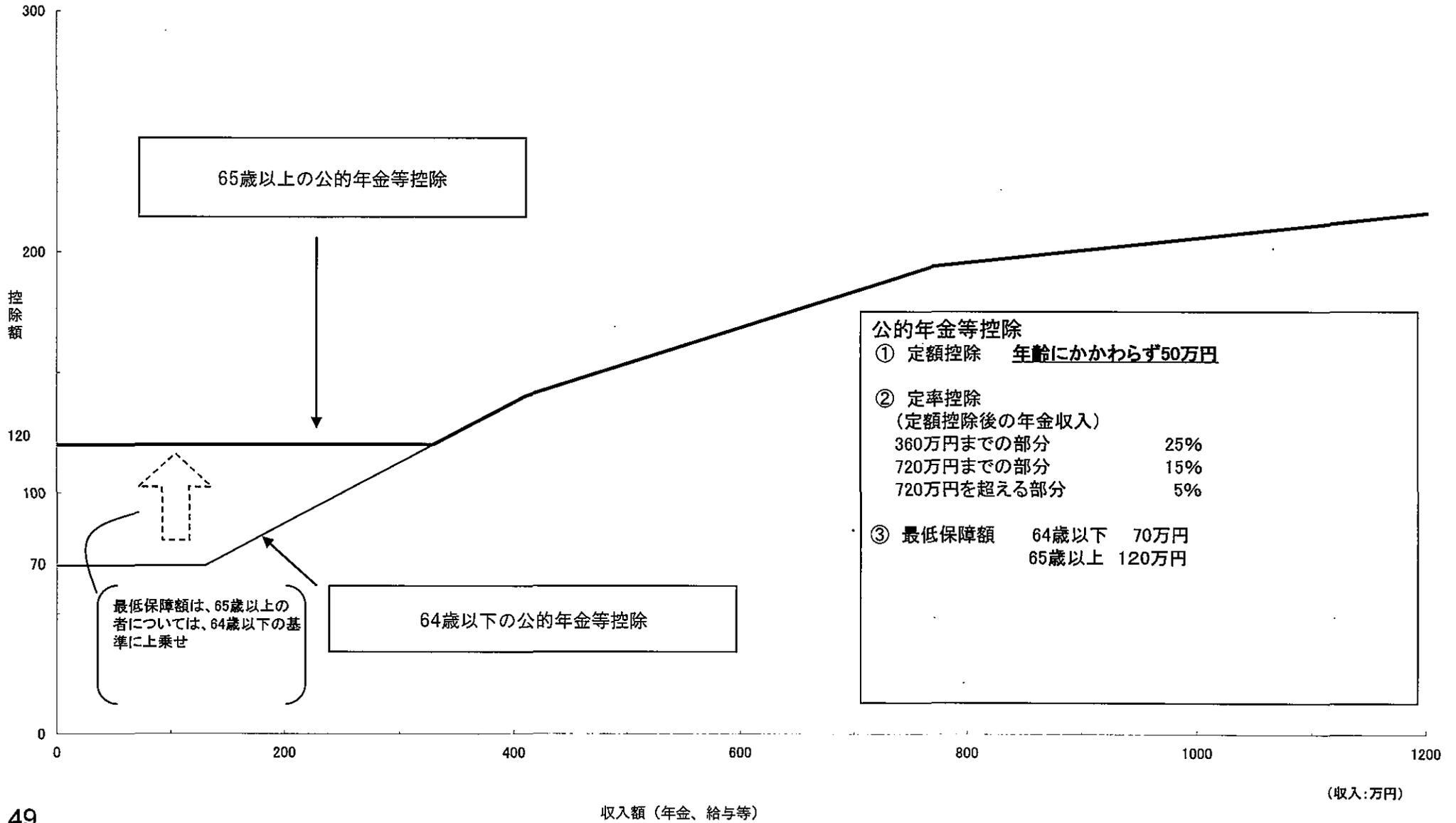
	給付の種類	概要(支給要件)	支給額 (平成23年度)
厚生年金	配偶者又は子の加給年金 (老齢厚生年金)	厚生年金の被保険者期間が240月(20年)以上ある者に支給する老齢厚生年金等の額に、受給権発生時に生計を維持する65歳未満の配偶者又は18歳到達年度の末日までの子又は障害等級が1級、2級の障害の状態にある20歳未満の子がいる場合に加算して支給。	配偶者 227,000円 1・2人目の子 各227,000円 3人目以降の子 各75,600円
	配偶者加給年金 (障害厚生年金)	1級・2級の障害厚生年金の受給権を有する者によって生計を維持している配偶者がいる場合に加算。	227,000円
	中高齢寡婦加算 (遺族厚生年金)	夫が死亡した当時の妻(子がない場合に限る。)の年齢が40歳以上65歳未満であれば、当該妻に支給される遺族厚生年金に40歳から65歳までの間、遺族基礎年金の額に4分の3を乗じて得た額が加算。 (子のある妻について、40歳に達した当時は遺族基礎年金を受けていたが、当該子が18歳到達年度の末日を迎えるなどにより、遺族基礎年金が支給されなくなった場合には、妻の年齢が65歳未満であれば、その月から加算を実施。)	591,700円
基礎年金	子の加算 (障害基礎年金・遺族基礎年金)	障害基礎年金の受給権者によって生計を維持している、又は遺族基礎年金の受給権を有する者に、死亡した夫によって生計を維持していた18歳到達年度の末日までの子又は障害等級が1級、2級の障害の状態にある20歳未満の子があるとき加算されるもの。	1・2人目の子 各227,000円 3人目以降の子 各75,600円
	振替加算 (老齢基礎年金)	老齢厚生年金の受給権者に加算されていた配偶者の加給年金額が当該配偶者が65歳に達すると打ち切られることに伴い、当該配偶者自身の老齢基礎年金に振り替えて加算されるもの。	配偶者の年齢に応じて227,000円～15,300円 ※ 配偶者の年齢が若くなるに応じて減額。

「総収入」「総所得」「課税総所得」の概念図



公的年金等控除の仕組み

(控除額:万円)



財産権に関する判例等の考え方

○ 既裁定年金に関する考え方

① 政府答弁（平成13年3月13日鉢呂吉雄君提出「農業者年金制度改正における受給者の負担等に関する質問主意書」）

I 農業者年金改正のポイント

- 農業者年金は、国民年金の上乗せ給付として、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に加え、農業経営の近代化（若返り）及び農地保有の合理化（農地の細分化防止・規模拡大）という目的を有していた年金制度。
- 平成12年3月末において、成熟度が270%を超えるに至っており、このままでは遅くとも平成14年度には支払不能となる事態が確実とされていたことから、制度の財政方式を賦課方式から積立方式に変更するとともに、既裁定者の農業者年金のうち経営移譲年金※について、平均9.8%の引下げを行い、従前額保障も行わないこと等の改正を行った。
- ※ 経営移譲年金…農業経営等に供している自分名義の農地等の所有権を後継者に移転するなどして、農業経営から引退した方に税財源によって支給される年金。

II 質問主意書の内容

○ 上記の農業者年金の改正内容と憲法が保障する財産権との関係について質問主意書が提出されている。

問1 公的年金制度における既裁定の年金は、憲法が保障する財産権との関係でどのように位置づけられるか。

答 公的な年金制度における既裁定の年金受給権は、金銭給付を受ける権利であることから、憲法第29条に規定する財産権である。

問2・3 受給者の年金を削減するという事は、憲法上の財産権の侵害に当たらないのか。また、契約違反とはならないのか。財産権たる既裁定の年金を減額することが認められるのは、どのような場合か。特に、今回の改正案を提出しようとする背景と言われている年金財政上の問題をもって減額することは妥当か。また、妥当とする場合、その理由は何か。

答 財産権といえども、公共の福祉を実現しあるいは維持するために必要がある場合に法律により制約を加えることが憲法上許されるときがあることは、これまで累次の最高裁判所の判例において示されてきたところである。

これらのうち、昭和53年7月12日最高裁判所大法廷判決（以下「昭和53年最高裁判決」という。）では、法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができず、その場合、当該変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、いったん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべき旨判示している。

II 質問主意書の内容（つづき）

問4 財産権たる既裁定の年金を減額することが認められるとした場合、その水準については、どのように考えるか（財産権の侵害には当たらないとする年金減額の水準の考え方）。

答 既裁定年金額の引下げは、受給者の老後の生活の安定、現役世代の負担能力、更には年金財政に占める国庫助成の割合などとの関連において、合理的と判断される範囲にとどまるべきものであると考えている。

問5 以上の問いを踏まえ、農業者年金の受給者の年金額を9.8パーセント削減することが、財産権の侵害に当たらないとするならば、その根拠は何か。特に、農業者年金の加入要件につき、自分名義の農地等が五十アール以上の経営者を当然加入としていたこと等との関連から、その年金額を削減することの妥当性については、どう考えるか。また、年金額の削減が契約違反とはならないとする場合、その根拠は何か。

答 今回の農業者年金制度の改正における既裁定年金額の引下げ措置について、昭和53年最高裁判決で示された判断要素に沿って検討すると、

- ・ 年金額引下げの対象となる年金は、経営移譲年金のみとしているが、これは老後の生活の安定への寄与のみならず農業経営の近代化や農地保有の合理化といった農業上の政策目的の達成という特別の性格を有し、その財源を専ら国庫助成で賄っているものであること
- ・ 年金額引下げの水準は、月額2千円から4千円で、高齢夫婦世帯の消費支出の1パーセント程度にとどまり、農業者の老後の生活の安定が直ちに脅かされるものではないこと
- ・ 年金額引下げ措置を講じない場合には、財政負担の更なる増加が不可避となるが、この措置を講じることにより、国民一般の負担の増加を避けることができることから、農業者年金制度が一定規模以上の農地等を保有する農業者を当然加入とするものであるとしても、当該引下げ措置は、財産権に対する合理的な制約として、憲法第29条に照らしても許容されるものと考えている。また、現行制度をこのまま継続した場合には、遅くとも平成14年度には年金財政が払底し、農業者老齢年金の給付等に要する費用を賄うため保険料の大幅な引上げが求められる状況に立ち至ることとなる。しかしながら、世代間の公平を確保する観点から、既裁定年金額の引下げにより経営移譲年金の既裁定者にも応分の負担を求めた上で、現行制度に係る既裁定者及び未裁定者に支給する年金について、農業者老齢年金を含めその財源を国庫で負担することとし、併せて財政方式を変更することとする今回の制度改正によって、被保険者の負担能力を超える保険料の引上げという事態が回避されることも、当該年金額引下げが公共の福祉に適合するかどうかを判断するに当たって勘案すべき重要な事項の一つであると考えている。

○ 既裁定年金に関する裁判例

平成元年12月27日札幌地方裁判所「滝川労基署長傷病補償給付金変更処分取消等」

- ・ 憲法29条1項により保障される財産権には公法上の権利も含まれ、したがって、労災保険法或いは厚生年金保険法上の保険給付請求権が憲法29条1項によって保障されることは明らかである。

○ 財産権に関する最高裁判決（昭和53年7月12日最高裁大法廷判決）

- ・ 「憲法29条1項は、『財産権は、これを侵してはならない。』と規定しているが、同条2項は、『財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。』と規定している。したがって、法律でいつたん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するやうにされたものである限り、これをもつて違憲の立法ということができないことは明らかである。そして、右の変更が公共の福祉に適合するやうにされたものであるかどうかは、いつたん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによつて、判断すべきである。」

(参考1) 国会議員互助年金廃止法（平成18年4月1日施行）による既裁定者の年金減額

国会議員互助年金の廃止の際、既裁定者については、以下の区分に応じ既裁定年金額に当該割合を乗じて得た額を支給した。
(最大で10%減額(※)。)

※ 地方議会議員年金制度も、制度改正により既裁定者については10%減額とされ、廃止の際にも減額措置が継続された。

※ また、国会議員互助年金制度、地方議会議員年金制度には、高額所得者に対する既裁定年金を支給停止する仕組みもある。

(※国会議員互助年金廃止の際の減額の例)

H6.12以後の退職者 100分の90 H2.7～H6.11の退職者 100分の92

S59.4～H2.6の退職者 100分の93 S56.4～S59.3の退職者 100分の95

S56.3以前の退職者 100分の100

(参考2) 被用者年金一元化法案（平成19年4月国会提出、審議未了のまま衆議院解散により平成21年7月廃案）による既裁定者の年金減額

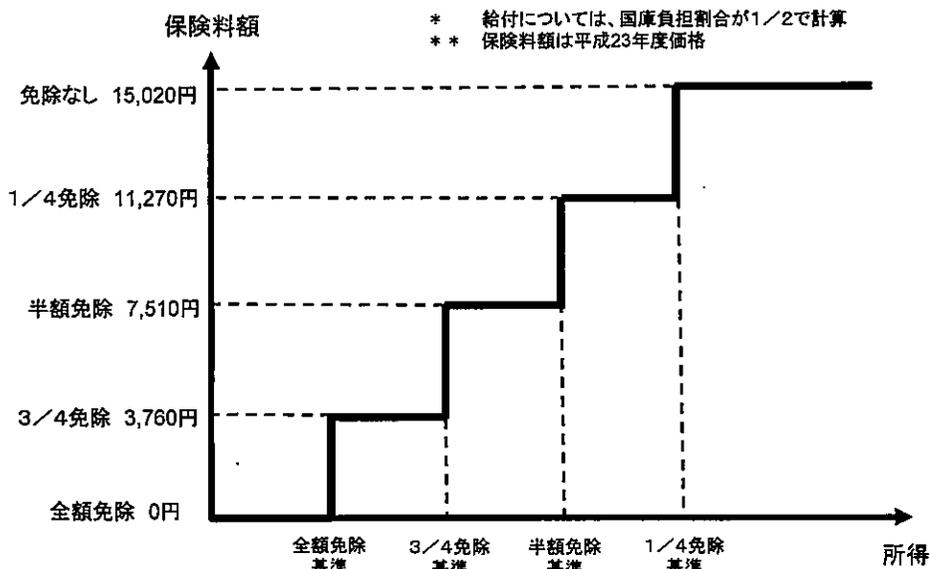
恩給期間に係る給付額を一律27%減額することとした。ただし、憲法上の財産権である既裁定年金の保障や受給者の生活の安定の観点から、恩給期間（27%減額）と共済期間（減額なし）を合計した給付額全体に対する減額率は10%を上限とした。

社会保障制度における低所得者への負担軽減の仕組み

	国民年金	医療保険		介護保険
		国民健康保険	長寿医療(後期高齢者医療)	
保険料の 減免・設 定の仕組 み	<p>○ 被保険者の申請に基づき、社会保険庁長官が承認したときに、その者の所得に応じて、保険料の納付義務が免除される。(申請免除)</p>	<p>○ 市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、市町村が保険料を設定。</p>	<p>○ 後期高齢者医療広域連合が、市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、保険料を設定。</p>	<p>○ 市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、市町村が保険料を設定。</p>
減免・軽 減の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村民税非課税(所得ベースで162万円): 保険料全額免除 ・ 所得税非課税所得+40万円(所得ベースで230万円): 保険料4分の3免除 ・ 所得税非課税所得+80万円(所得ベースで282万円): 保険料半額免除 ・ 所得税非課税所得+120万円(所得ベースで335万円): 保険料4分の1免除 <p>* 4人世帯(夫婦2人、子ども2人で、夫か妻どちらかのみ所得がある世帯)の場合</p> <p>(注) 障害年金の受給権者や生活保護受給者等は、申請手続きがなくても、保険料の納付義務が免除される。(法定免除)</p>	<p>世帯主及び当該世帯に属する被保険者につき算定した総所得金額等の合算額が次のいずれかの条件を満たす場合は、応益割を減額する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7割軽減 合算額 ≤ 33万円 ・ 5割軽減 合算額 ≤ 33万円 + 24.5万円 × 世帯主を除く被保険者数 ・ 2割軽減 合算額 ≤ 33万円 + 35万円 × 被保険者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に国民健康保険と同様 ・ ただし、保険料の軽減について、 <ul style="list-style-type: none"> ① 20年度における当面の対策として、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 7割軽減世帯のうち8月まで年金から支払っている者については、10月からは保険料を徴収しない等 ② 21年度以降の対策として、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得はない)の世帯について9割軽減とする 等 <p>の対策が行われることとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が80万円以下の者等: 保険料基準額 × 0.5* ・ 世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が80万円超の者等: 保険料基準額 × 0.75* <p>* 標準的な割合</p>
給付への 反映	<p>保険料免除期間については、基礎年金の国庫負担に相当する額が給付に反映される。</p>	<p>一般の者と同じ給付内容</p>		
53		<p>ただし、所得等に応じ、自己負担割合や一部負担金の上限は相違</p>		<p>ただし、所得等に応じ、利用者負担の上限は相違</p>

<保険料の減免・設定のイメージ>

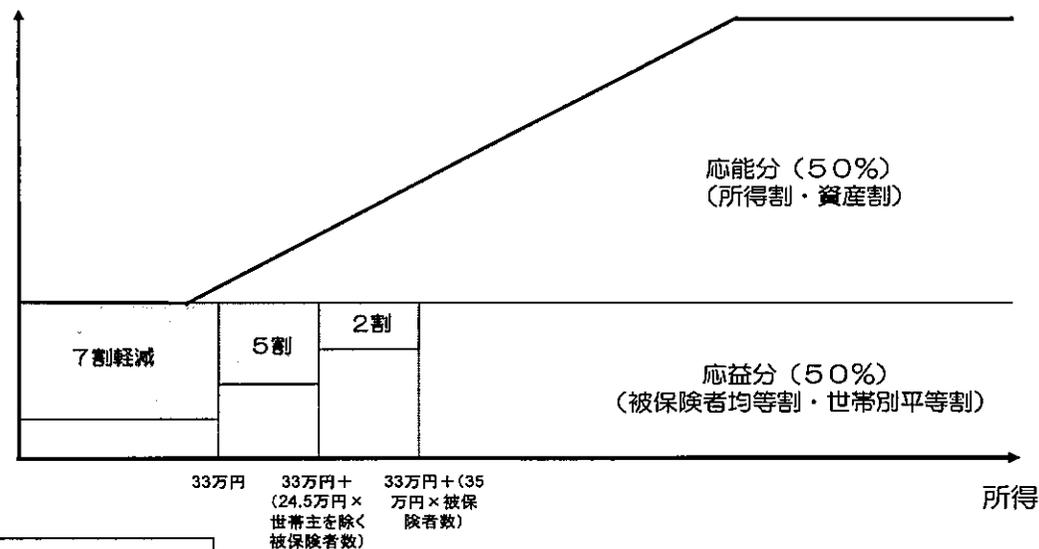
国民年金



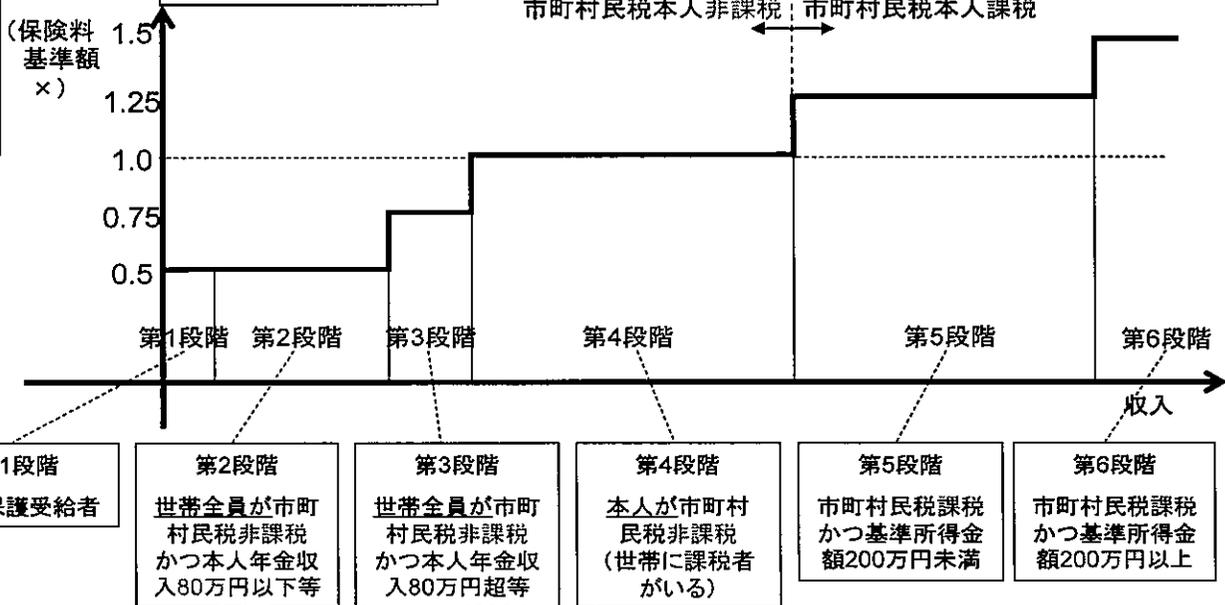
前年所得が〔扶養親族の数+1〕×35万円+22万円〕以下 + 生活保護受給者等	前年所得が(78万円 + 扶養親族×38万円)以下等	前年所得が(118万円 + 扶養親族×38万円)以下等	前年所得が(158万円 + 扶養親族×38万円)以下等
---	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

国民健康保険

* 長寿医療(後期高齢者医療)も原則は同じ



介護保険



所得保障施策における基礎年金の位置づけ

① 基礎年金の水準の位置づけ

- ・ 基礎年金の水準は、老後の生活の基礎的部分を保障するものとして決定されている。
- ・ 基礎年金は老後の生活の全部を支えるものではなく、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金等の自助努力もまた、老後の生活を支える重要な手段である。

「・・・公的年金は老後の所得保障の柱であり、老後の生活のたしかな支えとならなければならない。しかし、公的年金は老後の生活の全部を支えるものではない。（中略）働ける間の稼働収入はもちろんのこと、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金、資産収入、それから親族扶養もまた老後の生活を支える重要な手段である。しかも基礎年金は公的年金の全部ではなく、一階部分の年金であり、サラリーマンのみならず自営業者にも共通する年金である。」（新年金法 吉原健二著 より抜粋）

② 国庫負担の意義

- ・ 社会保険方式の公的年金制度は、事業主及び被保険者の拠出する保険料を主たる財源とするものであるが、公的年金制度の運営についての国の責任の具体的表明として、給付水準の改善、保険料負担の軽減などの観点から、費用の一部に対して国庫負担を行っている。
- ・ また、昭和60年改正において、
 - ① 基礎年金が老後等の保障の基本的部分にあたり、この部分に対して、一般財源により負担する必要性が高いこと
 - ② 報酬比例の年金の部分についても国庫負担を行うことは、年金額の高い者ほどより多くの国庫負担を受けることになるという批判があったこと
 - ③ 基礎年金導入以前、制度ごとにバラバラの国庫負担率となっていたことに対し、制度間格差の観点から是正が求められていたことから、全国民共通の基礎年金に国庫負担を集中した。

※ 我が国の公的年金制度は、社会保険方式を基本とし、無業者や低所得者など保険料負担が困難な者も含めすべての国民に年金保障を及ぼす「国民皆年金」を実現。こうした中、社会保険料に加え、国庫負担を組み合わせることにより、低所得者でも負担できる保険料水準55に抑えるとともに、保険料負担が困難な者に一定の給付を保障する制度（免除制度）の実施を可能としている。

基礎年金の給付水準 改定経緯

○昭和60年改正による基礎年金制度の導入後、平成6年改正までは、基礎的消費支出の状況等を勘案して政策改定を実施。 *なお、平成6年改正では、65歳以上単身無業者ではなく全世帯の伸びを勘案する方法に変更。

○平成12年改正以降は、消費者物価上昇率に対応して改定。

○平成16年改正で、新規裁定者は原則として賃金上昇率、既裁定者は原則として物価上昇率により、自動的に毎年度改定される仕組みとしつつ、マクロ経済スライドを導入し、2023年度までの間、給付水準を調整。

改正年	金額	設定の考え方
昭和60年	600,000円 (月額50,000円)	65歳以上の単身無業の者の基礎的消費支出などを勘案して設定。 (参考) 65歳以上単身無業の基礎的消費支出(推計額) 47,600円
平成元年	666,000円 (月額55,500円)	65歳以上の単身無業の者の基礎的消費支出などを勘案して改定。 (参考) 65歳以上単身無業の基礎的消費支出(推計額) 53,100円
平成6年	780,000円 (月額65,000円)	全世帯の消費水準の伸び、全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び等を総合的に勘案して改定。 (参考)全世帯の消費水準の伸び:17.4% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び:16.6%
平成12年	804,200円 (月額67,017円)	消費者物価上昇率を勘案して改定。 (参考) 消費者物価上昇率:3.1% 全世帯の消費水準の伸び:0.6% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び:1.5%
平成16年	780,900円 *本来水準 (月額65,075円)	(本来水準)消費者物価上昇率を勘案して改定。 (参考) 消費者物価上昇率:△2.9% 全世帯の消費水準の伸び:△6.1% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び:△8.8%
	794,500円 *物スラ特例 (月額66,208円)	物価スライド特例水準)消費者物価上昇率を勘案して改定するが、物価スライド特例法により、平成11～13年の消費者物価の下落分を据え置いたもの。 (参考)平成11～13年の消費者物価上昇率:△1.7% *平成17年度以降は、新規裁定者は原則として賃金上昇率、既裁定者は原則として物価上昇率に基づき自動的に改定。2023年度までマクロ経済スライドで調整。

世代ごとの保険料負担額と年金給付額について

○平成21年財政検証、基本ケース

平成22(2010)年 における年齢	(生年)	厚生年金(基礎年金を含む)				国民年金			
		保険料 負担額	年 金 給付額	倍 率	65歳以降給付分(再掲)		保険料 負担額	年 金 給付額	倍 率
					年金給付額	倍率			
①	②	②/①	②'	②'/①	①	②	②/①		
70歳	(1940年生)	万円 900 (900)	万円 5,500 (5,600)	6.5	万円 4,300 (4,400)	5.1	万円 300 (300)	万円 1,300 (1,400)	4.5
65歳	(1945年生)	1,000 (1,000)	4,800 (4,800)	4.7	4,000 (4,000)	3.9	400 (400)	1,300 (1,300)	3.4
60歳	(1950年生)	1,300 (1,200)	5,200 (4,700)	3.9	4,600 (4,200)	3.4	500 (500)	1,400 (1,300)	2.7
55歳	(1955年生)	1,700 (1,500)	5,600 (4,900)	3.3	5,200 (4,500)	3.1	700 (600)	1,500 (1,300)	2.2
50歳	(1960年生)	2,200 (1,800)	6,200 (5,100)	2.9	6,100 (5,000)	2.8	900 (700)	1,700 (1,400)	1.9
45歳	(1965年生)	2,700 (2,100)	7,100 (5,600)	2.7	7,100 (5,600)	2.7	1,100 (800)	1,900 (1,500)	1.8
40歳	(1970年生)	3,200 (2,400)	8,000 (5,900)	2.5	8,000 (5,900)	2.5	1,300 (1,000)	2,100 (1,500)	1.6
35歳	(1975年生)	3,800 (2,700)	9,100 (6,400)	2.4	9,100 (6,400)	2.4	1,500 (1,100)	2,400 (1,700)	1.5
30歳	(1980年生)	4,500 (3,000)	10,400 (7,000)	2.3	10,400 (7,000)	2.3	1,800 (1,200)	2,700 (1,800)	1.5
25歳	(1985年生)	5,200 (3,300)	11,900 (7,600)	2.3	11,900 (7,600)	2.3	2,000 (1,300)	3,100 (2,000)	1.5
20歳	(1990年生)	5,900 (3,600)	13,600 (8,300)	2.3	13,600 (8,300)	2.3	2,300 (1,400)	3,500 (2,200)	1.5
15歳	(1995年生)	6,800 (3,900)	15,500 (9,000)	2.3	15,500 (9,000)	2.3	2,700 (1,500)	4,000 (2,300)	1.5
10歳	(2000年生)	7,700 (4,200)	17,600 (9,700)	2.3	17,600 (9,700)	2.3	3,000 (1,700)	4,600 (2,500)	1.5
5歳	(2005年生)	8,700 (4,600)	19,900 (10,400)	2.3	19,900 (10,400)	2.3	3,400 (1,800)	5,200 (2,700)	1.5
0歳	(2010年生)	9,800 (4,900)	22,500 (11,200)	2.3	22,500 (11,200)	2.3	3,900 (1,900)	5,800 (2,900)	1.5

(注1)それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したもの。()内はさらに物価上昇率で現在価値(平成21年度時点)に割り引いて表示したもの。

(注2)2105年で受給期間が終わる世代について、計算した。